

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、防災・減災対策について、お伺いいたします。

昨年は、大阪北部地震を初め、全国各地で自然災害が多く発生し、さまざまな課題が浮き彫りとなりました。その1つが、災害発生時、どう住民の的確な避難行動を促すかということです。

西日本を中心とした平成30年7月豪雨では、避難勧告や避難指示など、さまざまな情報が自治体から発信されていましたが、必ずしも避難行動につながらず、死者、行方不明者が200名を超える、近年まれに見る大惨事となりました。この教訓を今後に生かさなければなりません。

福知山市では、平成16年の台風23号以来、何度も大きな浸水被害を発生していることから、ハード面での対策とともに、地域防災マップ、通称マイマップというものを、自治会の自主防災組織ごとに作成されています。マイマップというのは、避難経路やAEDの設置場所、災害時支援を必要とされる方の家を明記するなど、A3サイズ用の紙両面、あるいはA2サイズの用紙片面にまとめたもので、行政のハザードマップとは異なり、地域住民の方が主体となって、自主防災組織ごとに、この道は雨が降ったらつかるので、車で通ったら危ないとか、ここは山水が流れ出て土砂災害が起きやすいとか、地域のリスクをみんなで共有しながら作成して、個々に防災意識を高めていく取り組みをされています。昨年の7月豪雨でも甚大な被害が発生しましたが、早くからのこうした取り組みによって、避難した方もふえたと伺いました。

このようなマイマップに加えて、自分自身がいつ、どう逃げるのか、あらかじめみずからの避難行動を決めて、逃げおくれを防ぐマイタイムラインという取り組みも進めていくと伺っています。

そこでお尋ねいたします。

逃げおくれゼロを目指して、地域版ハザードマップやマイタイムラインなど、住民主体の取り組みを進めていく上で、行政としてどのように支援をしていく考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 総務部長。

◎総務部長（柏尾寿和） 総務部長、お答えを申し上げます。

本市におきましても、地域住民が作成の主体となっていただき、各地域における危険箇所や避難経路等の情報を集約いたしました地域版ハザードマップの作成を推進しているところでございます。現在、9の地域でマップが作成されており、本年度は1地域で取り組んでいただいております。いずれの地域におきましても、自主防災会や自治会、消防団が中心となっていただきまして、住民の皆さんが参加してのワークショップやまち歩きなどの取り組みにより、地域の特色ある防災マップが完成いたしております。また、災害発生時に住民がいつ、どこへ、どのように避難するかをあらかじめ決めておく、避難行動タイムラインの作成につきましては、避難判断の基準となる、いわゆるスイッチを地域で共通認識し、災害時には近隣住民が声をかけ合って、避難を行うというものでございます。

本市では、今年度から京都府の指導をいただきながら、市内各地域における避難行動タイムライン作成に向けての取り組みを始めたところであり、今後、地域版ハザードマップや避難行動タイムラインの作成に対する支援を進めると同時に、既に作成された地域におかれましては、これらを実際の訓練に活用していただくことで、地域における防災対策の一層の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 地域でそういうふうに取り組むと共有するということは、本当に大事なことだと感じております。

福知山市でも、このマイマップの作成ですとか、先ほども部長のほうからありましたけれども、府の事業で、既に昨年、マイタイムラインの取り組みをされていたそうですが、住民の方の危機意識が高まってきたとお話をされました。

国の中央防災会議では、行政主導から住民主体の防災対策へ転換する重要性を強調されていますので、住民主体の取り組みに、行政としてもしっかりと後押しをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

岡山県倉敷市真備町では、平成30年7月豪雨で、51人の方がお亡くなりになり、そのうち42人の方は介護が必要であったり、障害をお持ちであったり、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者であったそうです。国におきましては、具体的な避難方法などを定めた個別計画の策定を各自治体に求めています、倉敷市では策定をしていなかったということです。

災害時、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の名簿作成は義務づけられており、昨年の6月時点で、全体の97%に当たる1,687市区町村で作成されています。しかし、誰が、どのように避難支援をするのか、あらかじめ決めておく、この個別計画策定については進んでいないというのが現状であります。

そこでお尋ねいたします。

本市における避難行動要支援者名簿の対象者、情報提供に同意されている方、不同意の方、未返信者数の現状をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 健康福祉部長、お答えいたします。

避難行動要支援者名簿の、まず対象者ですけれども、市の地域防災計画に定めておまして、介護認定を受けている人や、一定の障害のある人で、単身または高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯にある人などが該当し、本年1月に更新しました登録者数は1,383人です。そのうち、平常時から警察や消防、自治会、民生委員等の避難支援者に対して名簿提供に同意されている方は1,017人で、全体の74%となっています。不同意の意思を示された方は139人、10%。返信がなかった方は227人、16%となっています。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 不同意、未返信者への対応ですが、まず、不同意の方には、再度文書を送付し、避難行動要支援者名簿への理解を深めるとともに、改めて同意、不同意の意向をお伺いしております。未返信の方は戸別訪問を行いまして、趣旨説明を行っています。訪問の成果もありまして、同意率は昨年度の57%から74%に向上したところです。今後におきましても、不同意者を含め、趣旨の浸透に努め、同意率の向上を目指してまいります。

基本的には各関係機関への名簿提供は年1回としており、毎年6月ごろに避難支援者に名簿を提供しています。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

作成していただいた名簿の中で、まずは情報提供に同意していただいている方から、個別計画を策定して、実効性ある支援体制の確立を図ることが重要であると考えますけれども、本市の現状、そして今後の取り組みについて、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 昨年度の災害時に、初めて不同意者を含む名簿を自治会、民生委員等に配布いたしましたが、やはり迅速で安全な避難を実施いただくためには、要支援者ごとの個別の避難計画が改めて重要であると認識したところでございます。

昨年度の災害を踏まえまして、現在、個別計画の作成に向けた調整を進めているところですが、一度に全ての個別計画を作成することは難しいことから、要支援者の状況等を考慮しながら、順次作成を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 個別計画については、順次進めていただいているということですが、個別計画の作成に当たりまして、ケアマネジャーや相談支援専門員など、福祉現場の方と連携を図る必要性については、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 個別計画は、災害時に命を守るための避難行動について、避難場所や避難経路、対象者の状況等を個別に確認し、作成するものでございます。計画は民生委員、自治会等の避難支援者の協力を得ながら作成していくことが必要と考えておりますし、また、ケアマネジャーや相談支援専門員等の関係機関の皆様とも、要支援者の方の状況に応じて、連携を図っていきたくと思っています。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ケアマネジャーや相談支援専門員は、改めてこの調査をしなくても、日常業務の中で、支援を必要とされている方の情報を持っておられますので、この福祉の専門の方に御協力いただいて個別計画をつくって、そして実際に支援をしてくださる地域の方々をつなげていくという自治体の取り組みが始まっているようです。有効な方策の1つだと思いますので、こういう取り組みも参考にいただきながら、福祉の専門の方とも連携を図って、避難行動要支援者の命を守る、そのために個別計画の策定をしっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

災害時に、一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦など、特別に配慮が必要な方のために開設される福祉避難所は、二次的避難所という位置づけではありますが、事前に市の判断により、福祉避難所への避難が必要であると認められた方については、直接、福祉避難所へ避難する仕組みづくりが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 議員御指摘のとおり、災害発生時には、それぞれの方の実情に合わせた臨機応変な要配慮者の支援が求められることから、直接、福祉避難所へ避難することも検討する必要があると思っております。ただし、災害時には、福祉避難所として指定している施設の受け入れ体制等も含め、今後、個別計画の作成を進めてい

く中で、並行してそれぞれの要配慮者の避難先についても検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） その一般の避難所で避難生活をするのが難しい方が、そこへ行かれても、結局また福祉避難所へとなったときに、被災状況が厳しいとき、雨も風も吹いているときに移動できるかといったら、なかなか厳しいものがありますので、今、部長も言っていたように、個別計画を策定するとともに、この福祉避難所への移動ということも含めて、しっかりと検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

昨年8月に国内で製造販売が解禁となった乳児用液体ミルクは、粉ミルクとは違い、調乳の手間が要らず、常温のまま授乳できることから、災害時、避難所での活用が期待されています。今春より日本でも発売開始となった乳児用液体ミルクを、本市においても備蓄品に加える考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 総務部長。

◎総務部長（柏尾寿和） 議員御紹介のとおり、国内での製造販売が許可されました乳児用液体ミルクにつきましては、現在国内2社で製造販売されており、既に災害備蓄用として導入する自治体もあると聞いています。本市では、災害備蓄用のミルクといたしまして、これまで缶入り粉ミルクを備蓄していましたが、衛生面や利便性の観点から、昨年度よりスティック型粉ミルクに変更したところでございます。液体ミルクの導入に関しましては、常温での保存やお湯で溶かす必要がないなど、利便性は認識しているところでございますが、価格面や消費期限の観点から、現時点での導入は難しいと考えています。災害備蓄用品としての評価や保存期間の改善、価格推移等、今後も注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今までの缶ミルクからスティックミルクには変更していただいたということで、一歩前進ではないかと思いますが、発災直後というのは衛生的にも不衛生になりがちですし、去年は断水、また停電もありました。そんな中で、1日8回授乳をされるのですが、お湯をわかして、また水でさまして、哺乳瓶を消毒してということで、そういう状況の中で8回もするというのは、本当に負担が大きいです。お湯をわかす必要もなく、また清潔な水がなくても利用できる乳児用の液体ミルクをまた検討していただきたいと思います。ローリングストックで、また入れかえをされていると聞いていますが、そのときに液体ミルク全てをかえるのではなくて、スティックミルクと併用ということも視野に入れて、今後考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（齊藤一義） 総務部長。

◎総務部長（柏尾寿和） 今後も関係機関、ローリングストックといいますが、誰かにそれを使っていただくことが前提になりますので、関係機関と調整しながら、備蓄品を備えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今後、液体ミルクのほうも、しっかりと検討の中に入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、がん対策について、お伺いいたします。

国の第3期がん対策推進基本計画の中には、がん患者ががんとともに生きていくためには、就労支援のみならず、治療に伴う外見、アピアランスの変化といった社会的な課題への対策が求められています。アピアランスケアとは、がん治療による脱毛、肌の色や爪の変化、手術跡などの外見の変化を補完し、外見の変化が原因で起こる患者さんの苦痛を少しでも軽減するためのサポートです。

国立がん研究センターが抗がん剤治療に伴う苦痛度についてアンケート調査を行ったところ、女性では抗がん剤の副作用による頭髪の脱毛が第1位で、その後、まつげや眉毛の脱毛、爪のはがれなどが続き、体の痛みや発熱、吐き気による苦痛よりも、外見にかかわる症状を苦痛に感じ、治療中に外見が気になって外に出られないという意見もあったそうです。ちなみに男性においても、足や顔のむくみ、頭髪の脱毛が上位に上がっております。

がん治療の副作用として生じる外見の変化は、治療や就労などへの意欲を低下させ、社会生活を送る上でも精神的な負担になるため、より多くの患者さんが治療前と変わらない生活を維持できるよう、アピアランスケアは現代のがん治療には欠かせないものとなってきています。本市におけるアピアランスケアの取り組みの現状をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 健康福祉部長、お答えをいたします。

がん医療の進歩によりまして、そういったがんの治療をしながらも、自分らしい生活ができることを望む人がふえて、がん治療に伴う外見の変化への意識が高まっている状況でございます。

御紹介がありました国立がん研究センターを初めとした専門的な医療機関等で支援センターが開設されたり、対応マニュアル等の整備がされているところです。京都府においても、京都府がん総合相談支援センターを初め、府内のがん拠点病院の相談支援センターで必要な情報を正確に提供できるよう、相談体制が整備されています。

亀岡市立病院におきましても、がん患者に対し、看護師等が随時、相談に応じたり、治療の状況に合わせて必要な情報提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、取り組みの状況を聞かせていただきましたけれども、今後ますます必要が高まって、アピアランスケアについての相談は多岐にわたってくるということが考えられます。本市において、相談体制や情報提供はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 基本的には、治療の窓口となる医療機関で、相談や情報提供がされていますが、専門的には、先ほど申し上げた京都府のがん総合相談支援センターで、がんの相談やさまざまな情報提供に対応しております。

亀岡市の窓口は、がんの治療やアピアランスケアを含めた専門的な相談があった場合は、同センターの紹介や、京都府南丹保健所が毎月開設されている専門相談の機会の情報提供や周知も行っているところでございます。

ピア・サポートと言われる患者同士の支え合いは、治療しながら生活する人にとって、悩みを分かち合う大切な場であると言われております。亀岡市に相談があった場合、医療機関や患者団体を基盤とした活動など、そういった取り組みの情報提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、各医療機関にしっかりとつないでいただいているということで、御答弁いただいたのですけれども、アピアランスケアとはどういうものなのか、また相談先ですとか、相談先ではこういう取り組みをしていますとか、そういう紹介をするようなことをあらゆる場面でしていただきたいと思うのですけれども、そういうことは工夫していただけるものでしょうか。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 亀岡市の健康福祉部としまして、アピアランスケアの今現在の状況をホームページで載せるような情報は、直接はそう余り多くないというのが現状ですし、また、ニーズについても、今のところはそんなに多くないということで、ホームページに載せることは、なかなか考えにくいところもありますが、アピアランスケアの重要性は、十分認識しております。いろいろな健康づくりのフェアやイベント等で、さまざまな媒体を使用しているアピアランスケアの啓発は重要だと思っております。そういった面を含めて、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） それでは、今後行われますイベント等でしっかりと啓発していただきたいと思っております。

それと、市立病院で糖尿病教室などが行われているのですけれども、ウィッグやスキンケア、ネイルケアなどのアドバイスや相談、また講演などを行っていただけるアピアランス教室というのを、病院と連携してになるかと思っておりますが、開催することはできないか、その点もお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） アピアランスケアの関連につきましては、患者からの相談があれば、個別相談、またウィッグ等のパンフレットを使用している患者への情報提供も、現時点でも亀岡市立病院は行っておりますし、そういった意味で、今後も亀岡市立病院と連携をとってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今もしっかりと連携をとっていただいていると認識しておりますけれども、こういう教室を望んでおられる方がいらっしゃいます。それをまた病院と連携をとって、計画の中に入れていただければと思っております。これは要望とさせていただきますので、またよろしくお尋ねいたします。

初めに紹介させていただきましたアンケート調査の結果にありましたように、がん治療の副作用による脱毛は、療養生活上の大きな苦痛となり、女性に多い乳がんは、仕事や家庭で重要な役割を担う40代から50代に多く、職場・学校・地域などの社会活動にも影響しております。医療用ウィッグは、がん治療の副作用を緩和するケアに相当するものであり、治療を不安なく円滑に進めていく上でも、必要不可欠となっております。しかし、医療用ウィッグの購入費用は、数万円から数十万円と高額で、医療保険の対象となっていないために、経済的負担も大きく、少しでも前向きに治療に励むことができるようにと、医療用ウィッグ購入費用に助成金制度の導入を望む声をお聞きしております。医療用ウィッグ等購入費用の助成を本市においても実施する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 現時点では、医療用ウィッグ等の費用助成の予定はございません。しかし、がんとともに生きる人の療養生活の質の向上に向けまして、がん対策推進基本計画に基づき、国や府の動向を見ながら、今後必要な対策について、情報収集に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 答弁で考えておりませんが、はっきり言われたのですけれども、今、医療用ウィッグ購入費用の一部を助成している自治体というのがふえてきております。近隣自治体では、滋賀県の湖南市や甲賀市、そして大津市、大阪のほうでは河内長野市で助成を行っております。河内長野市では、ウィッグの購入費の2分の1か1万円の低い額を補助されています。昨年は10名分の予算として10万円を上げていたそうなのですが、14名の方がこの事業を御利用されまして、補正予算で対応されたとお聞きしています。

残念なことに、京都府下の自治体では、まだこの事業を導入しておりません。がん患者さんの就労や社会参加を応援して、療養生活の質がよりよいものになるように、この制度の導入に向けて、前向きに御検討いただきたいと思っております。市長の御見解を少し聞かせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員からの御質問にお答えいたします。

医療用ウィッグがそういう状況だということを、私も今まで知りませんでしたので、一度、今、実態としてどのぐらいの対象者があるのかとか、一応調査をする中で、また検討してまいりたいと思っております。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

調査のほうも進めていただきまして、本当に要望として聞いておりますので、できるだけ早い時期にこういう取り組みをしていただきますように、応援していますよということを発信していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、水道未普及地域における補助金制度の拡充について、お伺いいたします。

東・西別院町の水道未普及地域におきましては、家庭用取水施設等整備事業費補助金制度を平成24年度より創設していただき、約7年間、多くの方が利用され、住民の方にとりましては、安全で安心して良質な水の確保を維持するため、この補助金制度はなくてはならないものになっております。しかし、今後、老朽化による配水管の更新や自然災害などで突発的に損傷した場合、配水管については補助金制度の対象となっていなかったことから、住民の方より不安の声もありました。

平成27年3月定例会、平成29年6月定例会において、水道未普及地域における補助金制度拡充について質問を行い、市長より、実施時期や補助率については検討の余地はあるが、前向きに進めていきたいとの答弁がありました。その後の補助金制度拡充に向けての具体的な進捗状況をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 水道未普及地における飲料水の安定供給を確保するために、先ほど議員からありましたように、平成24年度に創設した亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助制度に加え、これから更新時期を迎えます老朽管等の水道施設更新費用への補助対応につきましては、議員から平成29年6月議会定例会での質問を受けましたし、また、ことしに入って、東別院町自治会からも要望を受けたところでございまして、前向きに検討しているところであります。

平成30年度には地元からの要望を受けて、水道未普及地域内小規模水道施設管理者に、具体的な補助金制度設計に必要な各施設の資料を提供いただき、更新費用やそれに伴う地元負担金を算出し、補助対象や補助率の詳細について、分析をしてきたところであります。

現在検討中の制度では、住民の皆様の負担を軽減し、更新事業を取り組みやすいものとし、飲料水の安定供給を確保するための最大限の補助が必要と考えまして、補助率を補助対象経費の5分の3、約6割で進めてまいりたいと考えているところであります。また、災害時の突発的な事故による漏水修繕についても、補助対象とする方針としたいと考えております。

今年度中に補助制度を創設しまして、早ければ来年度から更新事業が開始できるよう、希望者と事前協議や予算措置を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 前向きに調査・検討いただいて、配水管を対象にした新たな補助制度を創設していただけるという答弁であったかと思うのですけれども、住民の方が望んでおられました老朽化した配水管への補助、またそれに加えて、災害時の損傷部分も補助対象に入れていただければということで、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

今、答弁いただきました中でですが、確認をさせていただきたい点がございまして、部分的な配水管の整備、取りかえについては、補助対象になるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 今回、老朽管等の施設ということで、全面的な改修計画を立てていただく中で、それが何年でできるかは別として、それをかえていくに当たり、補助制度を適用していこうと思っております。

通常の維持管理の中での漏水、一部、水がもっているというのは、今、この中には入っていないわけでございますが、どこも施設整備してから40年近くたってきていると伺っておりますので、もう全体的なやりかえ時期を迎えているということは、重々承知しておりますので、地元とは計画的に、全面改修に向けた取り組みとして、事業実施をしていただいたらどうかということで、今、協議を進めていきたいと考えております。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、住宅全域の配水管に対して計画を立てて、それに対しての補助という感じで、そうするとなかなか財政的に厳しいところは、一応修繕ではなくて更新なのですが、少しずつしか全面的にやれないところがありますよね。そういうところは、そういうところでまた対応していただきたいと思います。億というお金がかかりますので、全部やろうと思ったら、でもそういうのはできないので、1年にはこれだけ、2年にはこれだけでとできる予算範囲内でやっていくということも対応していただけるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 基本的に全面的計画の中で、それが10年かかるのか、20年かかるのかわかりませんが、各団地の財政状況によって、その期間は長くなるのではないかと考えているのですが、そういうことを前提にして、一応、できるようにしていきたいと考えております。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 限度額は設けておりません。補助制度として事業が、場所によってどれだけ大きいものかわかりませんが、その全体的な5分の3ということで、それが今期は100メートルやりますということだったら、その分の5分の3を行政が負担しようということでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは最後に、答弁の中での関連質問ですが、補助率、今は3分の2ですが、新たな制度で5分の3ということで、今までと同じ3分の2にならないものなのか、最後、確認させていただきたいと思います。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 3分の2というのは、基本的に井戸の言うなれば更新、ポンプですとか、そういうものを含めたときはそういう形で、引き続きやらせていただきます。

今回は配水の管路ということでございますので、協議の中で、役所内の中ではいろいろ議論もあるわけでありまして、一定、ほかとの整合性を含めて考えたときに、6割程度ということが適当ではないかという中で、今現在はそういう状況になっております。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） もろもろ聞かせていただきましたけれども、本当に前向きに、こういう新たな制度をつくっていただいたことに、住民とともに心より感謝申し上げたいと思います。予定では来年度からということで、聞かせていただきましたので、予定どおり進めていただくように、重ねてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは最後に、市営住宅入居に伴う連帯保証人の取り扱いについて、お伺いいたします。

公営住宅への入居に際し、連帯保証人を求めるかどうかは、事業主体の判断となりますが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することが、より一層困難となることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、昨年3月、国土交通省は、公営住宅への入居に際しての取り扱いについてと題する通知を出しました。そこには保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていく必要があり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考え、公営住宅管理標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除することとした。今後、各事業主体においては、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、適切な対応をお願いしたいとの内容が書かれておりました。

そしてお伺いをしたいと思います。

民法の一部改正は、令和2年4月施行となっておりますが、国土交通省からの通知を受け、どのように対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 山本議員に申します。保証人と連帯保証人と書いてあるのですが、連帯保証人なんですか、保証人ですか。どちらですか。

◆（山本由美子議員） 連帯保証人です。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） まちづくり推進部事業担当部長、お答えをいたします。

民法の一部改正の内容につきましては、主に入居保証の取り扱いについて、個人根保証契約における極度額の認定が必要になったことや、保証人への情報提供義務が規定されたものであり、国土交通省から通知内容を踏まえまして、亀岡市営住宅管理条例を今年度中に改正を行うべく、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、準備を進めていただいているということでしたけれども、次に、連帯保証人の確保が困難なために入居を辞退された方、入居許可を取り消された方はおられるのでしょうか。実態をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） 過去5年間におきまして、連帯保証人が確保できなかったため、入居を辞退された方や、入居を取り消された方については、ございません。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 過去5年間に、連帯保証人が確保できなかったということで辞退された方はいらっしゃるということで聞かせていただいたのですが、実際、連帯保証人が必要な方からの御相談もありましたし、また逆に、連帯保証人を頼まれた方からの御相談も受けておりますので、やっぱりその連帯保証人確保に対して、何らかの困難を抱えておられる方がいらっしゃるということをご認識していただきたいと思っております。

あわせて、連帯保証人を確保できずに、入居の募集に連帯保証人2人と書かれていますので、もうそれを見て、応募までされなかったという方も考えられますので、その辺またしっかり認識いただきながら、取り組みを進めていただきたいと思っております。

本市におきましては、亀岡市営住宅管理条例の中で、入居者の資格として、連帯保証人が2人あること、ただし特別の事情があると市長が認めた場合は、1人であることを妨げないとなっておりますが、連帯保証人の確保を公営住宅の入居に際しての前提とすることから、転換すべきであるとの国土交通省からの通知を受けて、本市条例の連帯保証人に関する要件を削除するというお考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） 連帯保証人については、家賃債務の保証のみならず、実質的に緊急時の連絡先としての役割を果たしていることから、保証人に関する要件を完全に削除することは好ましくないと考えており、条例の改正案においては、国土交通省からの通知の趣旨や京都府営住宅、近隣市の市営住宅の状況を踏まえ、現状であります2名を1名にするなど、実情に即した検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 2名から1名に緩和していく方向だということで、聞かせていただきました。また、部長のほうからも、連帯保証人というのは、家賃滞納への対応のみならず、実質的な緊急時の連絡先としての役割も果たしている、だからなかなか省けないということで答弁いただいたのですけれども、努力したにもかかわらず、どうしても連帯保証人が確保できなかった場合には、連帯保証人ではなくて、連帯保証人の免除取り扱い要綱をつくられて、連帯保証人のかわりに緊急連絡人の届け出を提出していただいているという自治体もあります。本市におきましても、努力したけれども、連帯保証人の確保が困難な場合、連帯保証人の免除などの配慮を行うことも検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） 先ほどありました、議員御提案の内容につきましても、踏まえて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問ですけれども、連帯保証人の確保が一層困難になることが考えられることから、連帯保証人にかわり、家賃債務保証業者等による機関保証は、今後ますます活用されていくものと見込まれます。本市では、この機関保証の利用は現在認められておりませんが、連帯保証人の確保が難しい方にとっては、活用せざるを得ない状況も考えられます。仮に、条例において連帯保証人を必要とした場合、この連帯保証人の規定を残した場合はけれども、家賃債務保証業者登録制度の導入について、本市の見解をお尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） 平成30年3月の国土交通省からの通知におきましても、家賃債務保証のみならず、緊急時の連絡先としての役割を果たすことも鑑み、保証人が確保できない場合にも、入居の支障とならないよう、適切な配慮を行うことになっていることから、保証人の確保が困難な方への対策としまして、家賃債務保証業者の活用を図るよう求められているところであり、この点も含め、条例の改正案において検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、御答弁いただきましたけれども、この民法の改正の施行が令和2年4月からとなっております。

ますので、そこに向けて、しっかりとお取り組みいただきたいと思います。

本市の市営住宅における入居保証の取り扱いについては、国土交通省からの通知の趣旨もしっかりと踏まえていただきまして、安心して入居していただける、お住まいいただけるように、適切な対応をよろしく願いいたします。

以上で全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。